

令和 8 年第 6 回三股町農業委員会総会審議結果

日程第 4

議案第 2 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

可決（ 1 0 ）

日程第 5

議案第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

可決（ 2 ）

日程第 6

議案第 2 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農
用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 2 6 ）

令和 8 年第 6 回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 6 月 2 6 日（木曜日） 1 日間

2. 場 所 三股町役場 4 階第 1 会議室

時 間 9 時 0 0 分開会

3. 会期日程 6 月 2 6 日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 内田 豊和

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 主 幹

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 8 年第 6 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の内田委員が会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 2 番委員の下石昭廣さん、3 番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 1 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 6 件 17 筆 16,873 m²、うち田が 14 筆 14,312 m²、畑が 3 筆 2,561 m²でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が総会資料 2 頁 52 番から 54 番、機構法による合意解約が総会資料 3 頁 55 番から 57 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計10件12筆8,805㎡、うち田が5筆3,493㎡、畑が7筆5,312㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料5頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号42番と43番は関連がありますので、続けて説明します。受付番号42番、受付年月日：令和8年6月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田2499番2、地目：田、面積953㎡、賃貸借（5年）となっております。つづきまして、受付番号43番、受付年月日：令和8年6月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字山野牟田2499番1、地目：田、面積979㎡、賃貸借（5年）となっております。42番、43番の受人である〇〇氏から営農計画の提出があります。受人は町内にて花や野菜の苗を栽培し、町外の小売店に出荷されております。現在の場所（借地）が手狭になったことから、苗栽培に適した農地を探していたところ、当申請地にハウスもあり、広さも十分であったことから5年間の賃貸借設定の申請がなされたものです。受人は6年前から農業に従事しており、今後、規模拡大を目指し、ポット土入れ機や軽トラを購入予定です。労働力は1名です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（内田 豊和）

受付番号42番、43番は同じ受人になりますので、同時に説明したいと思います。受付番号42番、43番は6月24日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は新馬場地区に住んでおり、今回規模拡大の為、農地を確保したいとの事で5年間の賃貸借設定となっております。許可後は野菜や花の苗を耕作する予定であり、機械等も購入予定であります。農作業もご主人や実母に協力してもらう予定になっております。状況から見てみても効率的に利用できると見込まれます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします

事務局

受付番号 44 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字中河原 571 番ほか 1 筆、地目：田、合計面積 1,211 m²、所有権移転（贈与）となっております。受人は、長田地区にて水稲と露地野菜を栽培し、渡人とは親戚関係にあります。受人の農作業歴は 40 年で、労働力は夫と 2 名です。農業機械は、トラクター、脱穀機、稲刈機等を所有しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 44 番は私の方から説明致します。6 月 23 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。この案件につきましては 4 月に受人の兄が贈与をする件で許可し、5 月に受人死亡の為に許可書の返戻があった件に関連しております。今回、申請地を 4 月に許可をした受人の妹さんが受人になり、贈与の所有権移転を行うというところです。受人は梶山地区に住んでいて水稲を中心に農業経営を行っております。従事する家族は 2 名です。今回、農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 45 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 宮村字下鷹 2437 番 1、地目：畑、面積 819 m²、所有権移転（売買）となっております。受人は、宮村地区にて和牛肥育と水稲と露地野菜の経営を営まれています。水稲約 1.4ha、家畜飼料約 1.2ha を作付けしています。受人の農作業歴

は23年で、労働力は両親と合わせて3名です。農業機械は、トラクター3台、パワーショベル2台を所有しています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡 芳文）

受付番号45番は6月24日に第2ブロック委員2名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市在住で、水稻と和牛肥育、キャベツ栽培を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力も充実し、農作業に従事する家族は3名です。状況から見ても効率的に利用できると思えます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題ないものと判断し許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号46番、受付年月日：令和8年6月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字千才丸1961番2、地目：田、面積350㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人は、田上地区にて水稻と露地野菜を栽培されています。労働力は妻と2名で、農作業歴は22年です。農業機械は、トラクター、耕運機、管理機を所有しています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号46番につきましては、私の方から説明致します。6月23日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は田上地区に住んでいて水稻と露地野菜を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作しており、機械能力も十分にあり、農作業に従事する家族は1名です。上状況から見ても効率的に利用できると思えます。農地の拡大を図るため、

所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 47 番、48 番は関連がありますので、続けて説明します。受付番号 47 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字中原 3188 番 2、地目：畑、面積 478 m²、所有権移転（売買）となっております。受付番号 48 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字中原 3189 番、地目：畑、面積 458 m²、所有権移転（売買）となっております。受付番号 47 番、48 番の受人の〇〇〇〇氏は、樺山の谷地区にて和牛・乳牛の乳肉複合経営を営まれており、労働力は両親と妻の 4 名です。農作業歴は 19 年です。農業機械は、トラクター 3 台、ホイルローダー、田植機等を所有しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 47 番、48 番につきましては、6 月 23 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に住んでおり、両親が長年和牛繁殖をされていて、後継者として数年前から両親と一緒に和牛繁殖を手掛けて規模拡大されております。夫婦と両親 4 名で農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、農業用機械はトラクター、自走式モア、草刈り機、ホイルローダーなど所有で、農作業に従事する家族は 4 名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題ないものと判断し許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 49 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字下鷹 2431 番 1、地目：畑、面積 149 m²、所有権移転（贈与）となっております。受人は、都城市にて約 3ha の水稻を作付けされており、労働力は妻と 2 名で、農作業歴は 35 年です。農業機械は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を所有しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡 芳文）

受付番号 49 番につきましては、6 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市に住んでおり、水稻を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題ないものと判断し許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 50 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字中原 2952 番 4、地目：畑、面積 699 m²、所有権移転（売買）となっております。受人は、現在宮崎市希望ヶ丘に居住していますが、本年 8 月に申請地に隣接する住宅を購入し、転居を予定しています。営農計画書が提出されています。申請地にて、自家消費用の露地野菜を栽培する計画で、農機具は、管理機を購入予定です。労働力は 1 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 50 番につきましては私の方から説明致します。受付番号 50 番は 6 月 23 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地に隣接する空き家があり、そこを受人が本年 8 月に購入するとの事で契約書を確認しました。申請地に家庭農園の畑として利用するとのことであります。空き家対策との一体で農地を利用する事に特に問題ないものと判断し許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 51 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地 餅原字徳栴 1074 番 1 ほか 1 筆、地目：畑、合計面
積 2,709 m²、使用貸借（5 年）設定となっております。受人は、都城市に住所を置
く法人で、建設業を営んでいます。一般法人による農地の耕作権取得に当たるため、
解除条件付きの使用貸借契約となっております。受人は、令和元年から、当申請地
にてモリンガを栽培しており、営農開始から、農地法 3 条の使用貸借 5 年の許可を
受け、耕作していましたが、契約期間が満了したこと、営農継続のため本申請
がなされたものです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満
たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労
働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員 (内村 介貞)

受付番号51番は6月24日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城市にて建設業を営んでおり、当申請地は営農開始より3条の使用貸借により耕作をされていましたが、貸借期間が満了した事から、継続のため許可申請されたものです。機械能力、労働力とも充実しており、利用要件、従事要件、調和要件、特に問題ないものと判断し許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 42 番から 51 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 27 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 42 番から 51 番の許可について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 5、議案第 28 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 28 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 2 件 2 筆 690 m²、畑が 2 筆 690 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 28 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 8 頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 20 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原 3615 番 16、登記地目：畑、面積：343 m²です。売買による所有権移転となっており、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金計画は借入になります。こちらの農地につきましては準工業地域にある農地で農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 20 番は 6 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に在住で、アパート暮らしをしておりますが、子の成長に伴い手狭となったため、自宅を建設するものです。周囲にブロック塀を設置し、生活雑排水は申請地内に埋設する合併浄化槽にて処理後、南側側溝に排水します。汚水についても枡を設置し南側側溝に排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 21 番、受付年月日：令和 8 年 6 月 10 日、受人：〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、
渡人：〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、申請地：稗田 37 番 24、登記地目：畑、面積：347
㎡です。売買による所有権移転となっており、転用目的は一般個人住宅 1 棟、資金
計画は借入となります。こちらの農地につきましては、第一種中高層住居専用区域
にある農地で農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相
当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号 21 番は 6 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。
場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は現在鹿児島県志布志市のアパートに
居住していますが、勤務地が都城市内にあり、子供も大きくなり、学校等を考えま
すと、商業施設、学校、病院等この地が便利であり、この地が居住地として最適で
あると思い、本申請地に新築住宅を建設するものでございます。生活排水は公共下
水道に接続し、雨水については枡を設置し北側既設側溝へ接続するもので、特に問
題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 2 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認につい
て、受付番号 20 番と 21 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 2 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 20
番と 21 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6 議案第 2 9
号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促
進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 29 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計 4 件 8 筆 8,690 ㎡、うち田が 8 筆 8,690 ㎡でございます。利用権設定につきまして合計 26 件 42 筆 39,728 ㎡、うち田が 21 筆 15,544 ㎡、畑が 21 筆 24,184 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 10 頁 41 番から 44 番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料 11 頁 223 番から 15 頁 248 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 29 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料 10 頁 41 番から 44 番まで、利用権設定に関する総会資料 11 頁 223 番から 15 頁 248 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 25 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。6 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 6 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時